

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―一二三―四〇

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）</p> <p>第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院</p>	<p>（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）</p> <p>第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院</p>

規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〇五 (略)

六 出入国在留管理庁総務課の研修に関する業務であつて、人事院が定めるもの

七〇十五 (略)

規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〇五 (略)

六 出入国在留管理庁の研修に関する業務であつて、人事院が定めるもの

七〇十五 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。